

災害で被災された方々へ

～各種手続に必要な「罹災証明書」～

「罹災証明書」は、市町村長が、災害による住家の被害の程度を証明する書類です。住まい・生活への公的支援（被災者生活再建支援金、応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理、災害義援金の受け取り、税金等の減免、各種融資など）を受ける際に必要となります。

罹災証明書の交付手続

- ・ 交付申請窓口は、被災住家のある市町村です。
- ・ 申請すると、市町村職員が被害認定調査を行い、被害程度を確定の上、罹災証明書を交付します。
- ・ 罹災証明書には、住家の被害程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6区分のいずれか）が記載されます。

(添付書類)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項①)	
被災原因	年 月 日の による
被災住家の 被害程度	住家の被害の程度 □全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項②)	
※住家とは、原則として、被災者生活再建支援法第2条第1項第1号に規定する住家（以下「住家」という。）のものをいう。ただし、被災者生活再建支援法第2条第1項第1号に規定する住家（以下「住家」という。）のものをいう。ただし、被災者生活再建支援法第2条第1項第1号に規定する住家（以下「住家」という。）のものをいう。	
(追加記載事項③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

罹災証明書（サンプル）

申請から支援までの流れ

被災者から市町村へ申請

被害認定調査（市町村）



調査により、住家の「損害割合」※を算出します
※原則として、住家の部位ごとに損害割合を計算し、それらを合計して算出します。

【住家の被害の程度と損害割合の関係】

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%台	30%台	20%台	10%台	10%未満

罹災証明書の交付（市町村）

各種被災者支援策の活用

【！ご注意！】応急危険度判定とは異なる調査です

被災建築物応急危険度判定※は、建築士等が、余震などによる二次被害の危険性を判定するものであり、被害認定調査とは調査の目的・判定の基準が異なります。このため、応急危険度判定により「危険」と判定されても、必ずしも被害認定調査において「全壊」になるとは限りません。

※ 余震などによる二次災害を防止するため、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定するもの。判定結果は、建築物の見やすい場所に「判定ステッカー（右図参照）」として表示し、居住者・歩行者に対して、その建築物の危険性について情報提供することとしている。



判定ステッカーの例
（建築物判定ステッカー）

（出典）全国被災建築物応急危険度判定協議会



内閣府・玉名市

被害認定調査の概要

- 「被害認定調査」は、市町村職員が被災住家を調査し、災害による住家の被害の程度（全壊から一部損壊までの6区分）を判定するものです。
- 地震被害の調査には、外観のみの調査により内部被害を推定し住家全体の被害を判定する「**第1次調査**」、外観に加え住家内部も調査し判定する「**第2次調査**」があります。なお、写真により、現地調査を省略することが可能な場合※もあります。
- 「第2次調査」は、被災者のご希望に応じて実施されます。

※ 被害が軽微のため、あらかじめ被災者が「一部損壊」の判定となることに合意した場合に実施される「自己判定方式」など。

調査の種類と特徴 (地震による被害を受けた木造・プレハブ住宅の例)

第1次調査 (外観目視調査)

外観から確認可能な3つの部位の損傷や傾きから、内部を含めた住家全体の被害を推定する方法です。

居住者の立会いがなくとも調査することが可能のため、比較的早く罹災証明書を交付することができます。

第2次調査 (外観目視+内部立入調査)

左記の外観調査に加えて、住家内部にも立ち入り、詳しく被害を確認する方法です。

居住者による立会いも必要となるため、日程調整等、調査の実施までに時間を要する場合があります。



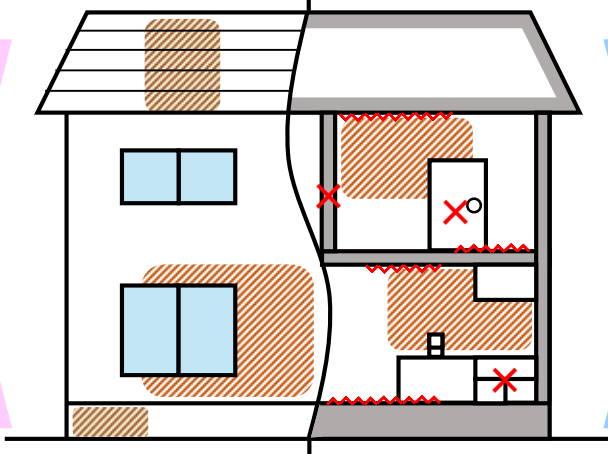
屋根



外壁



基礎



建具



柱、内壁、床、天井



設備

被災者から申請があった場合、第2次調査を実施
※第1次調査をせず、第2次調査から実施する場合があります。

第2次調査が行われた場合、第1次調査よりも詳細な調査であることから、基本的には第2次調査の判定で罹災証明書が交付されます。

外壁の被害は小さいけれど、床の起伏や襖の開閉が困難で被害が酷いわ。第2次調査してもらえないかしら。



第1次調査

例えば、外観上の被害が1/5程度、内部の被害が1/4程度生じている場合※1

【各部位の損害割合※2】

屋根	3/15
外壁※3	15/75
基礎	2/10

【住家の損害割合】

合計

20/100

【判定】半壊

【各部位の損害割合※2】

屋根	3/15	柱	4/15	天井	1/5
外壁※3	2/10	床	3/10	建具	4/15
基礎	2/10	内壁	3/10	設備	3/10

【住家の損害割合】

合計

25/100

【判定】半壊

※1 被害の大きさは、各部位の損傷面積のほか、その損傷の程度も加味して評価されます。

※2 損害割合とは、住家全体に占める各部位の経済的被害を表したものです。部位によって施工価格等が異なるため、同程度の被害が生じても住家の被害として評価できる程度は部位により異なります。

※3 第1次調査では、外壁の損傷程度から住宅内部にも同程度の被害が生じていると推定するため、住家の損害割合として算入する最大値が高くなります。

損害割合の上がり幅（下がり幅）次第で、第1次調査と判定が異なる場合があります。

